

令和元年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 令和元年6月13日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 令和元年6月13日 午前8時58分 委員長宣告

4. 審査事項

1 付託議案

議案第36号 可児市福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第37号 可児市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

2 事前質疑

- (1) 学校用務員の勤務時間について

3 報告事項

- (1) 教育大綱及び教育振興基本計画の策定について
- (2) ふれあいの里可児の民間譲渡について
- (3) 子ども・子育て支援事業計画（第2期）の策定について
- (4) 幼児教育無償化に伴う認可保育所及び給食費について

4 協議事項

- (1) 議会報告会での意見の取り扱いについて
- (2) 次期委員会への引き継ぎ事項について

5. 出席委員（7名）

委員長	勝野 正規	副委員長	川合 敏己
委員	林 則夫	委員	富田 牧子
委員	山田 喜弘	委員	天羽 良明
委員	田原 理香		

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

福祉部長	大澤 勇雄	こども健康部長	尾関 邦彦
教育委員会事務局長	額 額 新吾	高齢福祉課長	水野 修
福祉支援課長	飯田 晋司	こども課長	河地 直樹
子育て支援課長	水野 伸治	教育総務課長	石原 雅行
学校教育課長	奥村 慎也		

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 伊左次 敏 宏

議会総務課長 梅 田 浩 二

議会事務局
書記 下 園 芳 明

議会事務局
書記 山 口 紀 子

○委員長（勝野正規君） ただいまから教育福祉委員会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

発言される場合は委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのスイッチを入れてお話しください。

初めに、議案第36号 可児市福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○高齢福祉課長（水野 修君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第36号 可児市福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

まず初めに、本年10月の消費税率の変更に伴います施設の利用料金の改定につきましては、議案第34号でも御審査をいただきますが、福祉センターの利用料金の改正に関しましては、前回の教育福祉委員会でも御説明させていただきましたとおり、利用料金の見直しも含んでおりますので、別で御審査をお願いいたします。

それでは、資料番号1の議案書66ページ、資料番号5の提出議案説明書5ページ、それから令和元年6月13日付の教育福祉委員会資料ナンバー1をごらんいただきたいと思います。主には、委員会資料のほうをもとに御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

可児市福祉センターの利用料金につきましては、平成17年10月から現行の利用料金が設定されております。これまでの利用料金につきましては、空調料金を別でいただいておりますが、市内の他施設と比較しても割高感がありました。平成28年度に実施いたしました公共施設の利用に関する市民検討委員会からも、福祉センターの冷暖房費に関する御指摘をいただいております。平成25年度には空調改修を行っており、空調に係る経費も下がっておるとい状況がございます。このような状況の中で、市といたしましては、令和2年度の指定管理者の更新にあわせて料金体系を見直す方針を示しておりましたが、本年10月に消費税率の変更が予定されておりますので、これにあわせ、指定管理者の更新の前に本条例の改正を行うものでございます。

改正する内容につきましては、これまでは先ほども申し上げましたとおり、利用料金とは別に空調料金をいただいておりますが、空調料金を含めた料金といたします。利用料金の区分につきましては、これまでは大ホールとその他の部屋の2つの区分であったものを、1時間当たり100円から3,650円の各部屋ごとの利用料金に設定をさせていただきます。営利目的の利用料金につきましては、これまでは3時間以内の基本料金と1時間単位の超過料金で設定しておりましたものを、全て1時間単位の料金といたします。また、営利目的の利用料金を非営利料金の3倍に統一いたします。これは、委員会資料の中ほどの現行利用料金の状況の表にありますとおり、現行の利用料金に空調込みの料金を含めまして、1時間当たり

の利用料金を算出いたしますと、現在でも非営利料金の大体 2.11 倍から 3.45 倍ということになります。こういったことももとに検討いたしまして、営利は非営利の 3 倍という形で統一させていただくものです。

利用料金につきましては、これまでの利用料金、経費等をもとにいたしまして、利用する部屋の面積に応じまして、さらに受益者負担分を 50%として算定をしております。それから、その他設備につきましては、消費税の増額分を上乗せしております。

議案書 66 ページ、条例案の附則のほうをごらんいただきたいと思います。施行日は公布の日からといたします。新料金につきましては、令和元年 10 月 1 日以降に受理された使用許可申請に係る利用料金を適用し、それ以前に受理されたものは従前のままといたします。ただし、適用日に以前に受理された申請のうち、10 月 1 日以降の利用料金は、現行料金と新料金を比較いたしまして、少ないほうの額を適用いたします。

なお、消費税率の変更が実施されなかった場合、このときは本年 9 月の議会において、改めて条例改正案を提出させていただくこととなります。以上でございます。

○委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

これより議案第 36 号に対する質疑を行います。

○委員（山田喜弘君） 今回、空調設備利用が込みだということですのでけれども、たまたま使うときがあったんですけれども、空調がないときは、現行別途払っていたという部分もありまして、後からでもいいですよとって、そのかわり窓口に持ってきてくださいとかという部分もありましたけれども、そうすると、空調料金込みだとその点は便利になるんだと思いますけれども、1 点、現行と比べて受益者負担の 50%というのがなぜ 50%にしたのか、そこだけまず教えてもらいたいと思います。

○高齢福祉課長（水野 修君） まず空調込みの料金についてでございますが、これまでかかっております過去 3 年間の経費、空調の費用も込みで換算いたしまして、全てのところでならずという形のものにさせていただきました。

また、空調費に関しましては、先ほども申し上げましたとおり、市民検討委員会の中からそういった空調料金がかかなり高い、ほかの施設と比べましても非常に高く感じるということでもありますし、空調費だけ別で払うといったことで、利用される方の煩わしさがあるということもありまして、全て利用料金に含めたほうがいいのではないかというような話がございましたので、それをもとに検討しております。

それから、50%の話につきましては、当然受益者負担ということもありますので、ここを維持していく上に当たりまして、その経費を込みで考えたところで、利用者、それから市それぞれの負担を折半するべきものであるということ、半々ということで検討させていただいたところでございます。以上です。

○委員（山田喜弘君） その 50%というのは、ほかの施設等と比較してどうですか。同じように 50%なんですか。

○高齢福祉課長（水野 修君） 地区センターと比較をしてきたところもありますが、やはり

性質上、地区センターは地区の方に広く使っていただきたい、そういう利用の促進を図っていききたいということで、若干低目には抑えてあります。

こちら、福祉センターにつきましては、やはり市の中心的な施設ということもありますし、地域の方の利用も多い。それから市関係者の利用も多いということで、やはり市の施設ということで、市としての半分、それから使われる方としての半分ということで、設定をいたしております。

○福祉部長（大澤勇雄君） 若干補足ですが、地区センターについては営利目的も今は可になっておりまして、そこは2倍という形で、福祉センターは3倍とさせていただいたのは、やはり中央にありまして、全市域的な利用が多いということで、また駐車場も広目にありますので、そういったことを勘案いたしまして、指定管理者の委託料の関係もございますので、今の利用料金を下げると、指定管理料もふえるということがございますので、そこは若干地区センターとは違う料金体系ということでございます。

○副委員長（川合敏己君） 市が参考にされた市民検討委員会の指摘内容というのはどういったものだったのか、ちょっと参考までに教えていただけますか。

○高齢福祉課長（水野 修君） 公共施設の利用に関する市民検討委員会の御意見でございます。平成 28 年 7 月に市長のほうに提出をされたものでございますが、まずこちらのほうで、利用制限に関する意見といたしまして、福祉センターは冷暖房費が高いという話をよく聞くと。公共施設は基本的には会場費のみで冷暖房費は取らなくてもいいのではないかという御意見。それからもう一つは、利用制限以外のところの御意見でございますが、調理室利用の際に、ガス代を徴収されているが、わずかな金額なので利用料金に含めることはできないか、こういった御意見をいただいております。以上です。

○副委員長（川合敏己君） 空調を使わない季節の利用というのは割高になると思われますか。

○高齢福祉課長（水野 修君） 今回の利用料金の改定に伴いまして、全体的に利用料金が下がっておりますので、今まで使ってこられた方からしても、割高感はないと思います。以上です。

○委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

そのほか質疑よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

質疑はないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論もないようでございますので、討論を終了いたします。

これより議案第 36 号 可児市福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 36 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第 37 号 可児市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○福祉部長（大澤勇雄君） まず、この本条例改正につきましては、平成 29 年 6 月から平成 30 年 8 月までの間に関連条例を改正すべきでございましたが、条例改正の議案の提出がおくれてしまいましたので、ここで大変申しわけございません、おわび申し上げます。

では、続けて担当課長のほうから。

○高齢福祉課長（水野 修君） それでは、議案第 37 号 可児市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

資料番号 1、議案書 68 ページと資料番号 5、提出議案説明書 6 ページをごらんください。委員会用資料はございませんのでお願いいたします。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律が平成 29 年 6 月に公布され、これにより介護保険法が改正されました。この中で、平成 30 年 8 月 1 日から、介護サービスを利用する場合の利用者負担が、これまで原則 1 割、一定以上の所得者については 2 割としていたものを 2 割負担の所得を有する人のうち、特に所得の高い人、65 歳以上の第 1 号被保険者であって、合計所得金額が 220 万円以上の方は 3 割負担となりました。ただし、合計所得金額が 220 万円以上でも、年金収入とその他の合計所得が単身で 340 万円未満、2 人以上の世帯で 463 万円未満の場合は 2 割負担、あるいは 1 割負担となっております。今回、可児市の老人デイサービスセンターの利用料につきまして、本条例に介護保険法に基づく利用者負担の規定があるため、改正をするものでございます。

条例改正がおくれたことによる影響については、本条例は介護保険法に基づく介護事業を行うデイサービスセンターの設置及び管理を定めるものであり、利用料は上位法である介護保険法に基づくものであることが定められております。したがって、改正介護保険法に基づき利用料を徴収しておりますので、利用者やその他の市民に影響することはございません。現在、介護保険法と条例の間でずれが生じているため、早急に条例の整備を行うものでございます。今後は、法改正による条例改正に遅延が生じないように、法改正があった場合の関連条例を法改正の確認システムを利用しながら、職員間でしっかり確認し、条例改正の漏れがないよう、再発防止に努めてまいります。以上でございます。

○委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

これより議案第 37 号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） ちょっとお尋ねしますが、今、1 割負担の人、そして 2 割負担の人、それから 3 割負担の人、それぞれどれぐらいの方が該当していますか。

○高齢福祉課長（水野 修君） 現在、要支援・要介護認定者数、第 1 号、第 2 号被保険者で、

総数といたしましては 4,212 人、これは平成 31 年 3 月分のデータでございます。その中で、1 割負担の方は 3,782 人、それから 2 割負担の方は 251 人、3 割負担の方は 179 人でございます。以上です。

○委員（富田牧子君） 前に聞いたときは、大体 150 人ぐらいだろうという話でしたけど、それよりは多いというわけですね、実数で。

○委員長（勝野正規君） ほかに質疑よろしいでしょうか。

○委員（富田牧子君） 済みません。前に、2 割負担になったときに、結局高額介護サービスの費用の上限が上がったわけですね。それで 2 割の人は 7,200 円の値上げになりました。それで、しかも 1 割負担の人も来年の 7 月からは上限がこれになるということになっているのですが、この 3 割負担を導入するときに、何かそのほかのことで影響するような話はありませんか。

○高齢福祉課長（水野 修君） 同月に利用いたしましたサービスの利用者の負担の合計額、これが一定額を超えたときは、介護保険を利用できる限度額がありますので、この範囲内で高額介護サービス費として後から支給をされてくることになります。

今回の 3 割負担者になる方のほとんどが、自己負担した額が 4 万 4,400 円、これを超える
と超えた分は戻ってくるというようなことになってくると思います。以上です。

○委員長（勝野正規君） ほかに質疑ございませんか。

○委員（山田喜弘君） もう一度ちょっと説明をお願いしたいのが、今、課長のほうから、この条例改正によって市民に影響がないという点について、もう少しわかりやすく説明していただけたら。

○高齢福祉課長（水野 修君） 平成 30 年 8 月 1 日から制度が改正されておりますが、こちらのところから既に 3 割負担、被保険者証のほうにも記載がされておりますし、周知もされておりますので、皆さん 3 割負担で御利用されておるということでございますので、この条例に関して、後から 3 割負担になりますよという形で再徴収をするということにはございませんし、皆さんこの制度自体は御理解していただいておりますので、そういったところでの影響はないということでございます。以上です。

○委員（山田喜弘君） あくまで、冒頭部長から説明のあった条例改正がおくれただけという点だけですか。確認のためです。

○高齢福祉課長（水野 修君） 基本的には、介護保険法、こちらのほうがもとになっておりますので、条例改正がおくれたということでございます。以上です。

○委員長（勝野正規君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

○委員（富田牧子君） 私は反対討論です。

介護保険の利用料は原則 1 割負担でしたけれども、2015 年の改正時に 2 割負担が導入さ

れました。単身で年金で 280 万円以上の人が 2 割負担ということになりました。このとき、先ほども述べましたような高額介護サービス費が 3 万 7,200 円を超えると払い戻しになっていたわけですが、2 割負担の導入によって、この 2 割負担の人は限度額が 4 万 4,400 円まで引き上げられました。7,200 円の引き上げとなったということです。しかも、これは 2 割の人だけではなくて、一般の世帯の人、つまり 1 割負担の人も来年の 7 月からは高額介護サービスの限度額が 4 万 4,400 円になるということが決まっております。

現在、3 割負担が導入されましたが、結局これは、私は原則 1 割負担ではなくて、2 割負担にしようというもくろみの一環であるということには間違いがないというふうに思っております。高額年金があれば払えるから、3 割負担でもいいという考えは間違っているというふうに思います。

介護保険自体がもっときちっと制度設計をしなければ、継ぎはぎだらけで本当にいいかげんになって、いつも私たちが指摘するように、保険はあっても介護がないというようにサービスの切り下げばかり行われておりますので、こういう考えのもとに 3 割負担がされるということには反対をいたします。

○委員長（勝野正規君） ほかに討論はございませんか。

○委員（山田喜弘君） 本条例の制定について賛成の立場から討論いたします。

平成 29 年に地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案が可決・成立し、平成 30 年 8 月から 2 割負担者のうち、特に所得が高い層の負担割合が 3 割に引き上げられましたと。これは日本の高齢社会における社会保障費などの公費が増加していく中、団塊の世代の方々が 75 歳以上となる 2025 年以降も持続可能なものとし、世代間の負担の公平、負担能力に応じた負担を求める観点から、負担能力のある方に負担をお願いするというものです。

これは制度を維持する上での国の介護保険法の改正による必然的な条例改正であると考えます。今回のデイサービスセンターの条例改正については、改正の時期としてはおくれたかもしれませんが、法律に基づく改正、適正な受益者負担という観点から賛成とさせていただきます。

○委員長（勝野正規君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論もないようでございますので、討論を終了いたします。

これより議案第 37 号 可児市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第 37 号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

ここで、議事の都合により暫時休憩といたします。

休憩 午前9時20分

再開 午前9時22分

○委員長（勝野正規君） 会議を再開いたします。

事前質疑、学校用務員の勤務時間についてを議題といたします。

質問者である富田委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（富田牧子君） 失礼します。

これは、こういうお話を聞いたので、確かめるという意味で質問を出したわけですけど、この4月から、学校の用務員さんというのが、それまでは1日勤務だったのが半日勤務となって、ということは、仕事が半分しかできないということですけども、各校で大変不便を来しているというお話を聞きました。この用務員さんが半日で勤務が終わるということは、その残りのいろんな雑務というか、用務員さんがこなしていたようなことがひょっとして先生方に押しつけられているんじゃないか、働き方改革と言いながらこんなふうで先生方の負担がふえるというのはいかがなものかということでお聞きをするところです。

もう1点、一昨年から、エール広陵というのは私も入っているわけですけど、自発的に、学校の先生方が大変なので地域で応援していこうということで、有志ボランティアで始まったんですが、それはそれで実際活動をやっているんですが、ところが、これは広陵中学校なんですけど、帷子小学校のほうから、今度、よその自治会もそうだと思うんですけど、うちの自治会のほうにボランティアを特に草刈りで、草刈り機がなかなか扱えないということで、草刈り機のできる人はいませんかという募集を募るチラシが来ました。

私は、こういうことって、本当は本来、学校の教育環境の整備はやっぱり教育委員会で行うべきことであって、地域の方々の本当にそれはもう気持ちだけなので、こういうふう to 困難な場所の草刈りのお願いをするというのではなくて、きちっと専門業者にやってもらうふうにしたほうがやっぱり事故もないですし、そのほうがよほど理にかなっているというふう to 思うんですね。ボランティアでやっていただいても、もし何かがあっても、全然、補償も、市のボランティア保険は微々たるもので、そんなものしかないし、特に夏場の草刈りについては、へビも出てきたりいろいろあって、私たちのほうものり面がすごく多くて、大変困難なのでお願いできないかということが来ると思うんですけど、こうした形で何でもかんでも地域にお願いというのは、結局のところは長続きしないというふう to 思うわけです。

今、ボランティアに応募している人も、皆さんはつきり言って高齢でありますし、これから先、2,000万円も金が足りないということになれば、ますます高齢者は働かなければいけないということで、そういう不安を持っていると思うんで、こういうボランティアに来てもらえるということが本当に少なくなると思うんですね。だから、こういうことはきちっと学校のほうでというか教育委員会のほうで、この草刈りのことについては、何かきちっとした対応をしていただいたほうが、専門業者に頼むということで対応していただいたほうがいいと思いますが、この件に関する御見解はということでございます。

○委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

以上、2点について執行部の説明を求めます。

○教育総務課長（石原雅行君） 用務員の勤務時間についてお答えさせていただきます。

今年度の4月から、小・中学校計16校中、9校で用務員の勤務時間は4時間になっています。7校は、昨年度までと同じ7.5時間です。初めに、なぜこのような体制にしたのかを説明させていただきます。

教育総務課の限られた予算を効果的に活用し、児童・生徒、教職員に最もためになるように検討し、変更したものです。これについては、校長会で説明したり、事務職員からも意見をもらい、修正した上で進めてきたものになります。そして、具体的には、今までの用務員は、朝7時半から午後4時までの7.5時間の勤務でした。うち、午前中の約4時間が給食配膳が主な業務です。学校にもよりけりなんですけど、ほかの3.5時間は主に掃除などの校務になります。今回の4時間の学校の用務員は、原則は給食配膳の仕事はしません。かわりに、その学校へは、3.5時間から4時間の給食配膳員を1人雇用し、ふやしてあります。そのため、用務員としての時間は、先ほどの半分というわけではなく、変わらないか、あるいは30分ほどふえているのが実態になります。

1日7.5時間の勤務の用務員というのは今までは月給制でした。そのために、子供の夏休みなどの長期休暇の勤務も、業務量は、一般的には給食配膳もなく、子供も少なく、学校の先生も少ないです。減るんですが、でも1日勤務でした。今回、この4時間の用務員については、夏休みの勤務は原則なしというふうにしてあります。そして、週2回程度、3時間ぐらいですが、掃除などはお願いするというようになっております。

その変更したことによる減った賃金分を、今回、施設の環境整備員という、先ほどの草刈りなどをする人を2人当てております。その人たちが2人分になるんですが、大工的な仕事とか、水道、あるいは電気などの修繕などを、材料代だけで修繕していただいているということで、実際、業者に発注するものと、少し頼めば本当にたくさんお金が要ることになるんですが、そういうことをなるべく減らし、より多くの学校の修繕をするというものです。また、先ほどの草刈りなどについても、中にはやはり学校の先生が簡易なことも実際維持管理もやっています。そういうことに関しても、その環境整備員が連絡をもらえば、なるべく早く対応したいという考えでおります。

そしてもう一点ですが、今、債務負担のほうでお願いしてありますが、この令和2年度から

給食配膳員を民間委託にします。この用務員については、今までのとおり市のほうで直営でやっていきたいと思えます。この業務について、用務員と給食配膳員はきちっと分けておきたいということも念頭にあります。

そのようなことで、先ほどの先生方に雑務がふえて、負担がふえているのではないかとということですが、子どもも初めての試みですので、いろんな機会に各小学校で意見は聞いております。ただ、今回、改めてこの4時間で実施している9校の校長先生へ確認をしました。その中では、実際に、午後からの来客へのお茶出しとか、印刷室の整理、あるいは給食の受け取りなどで先生が多少負担になっている部分もあるということは聞いております。ただ、逆に、全くふえていないと感じていない学校もあるということです。4月からまだ2カ月であり、今後、働いている用務員さんもまた今よりはなれていくと、また先生も効率よく仕事をお願いしていってもらえるとは思っていますが、いずれにしても、教育委員会としては、よりよい学校環境を当然ですが、つくっていきたくと考えています。今後、さらに学校現場の声を聞きながら、実態を共有して、可能な限り改善していきたくと考えています。

また、エール広陵については、学校教育課長のほうから説明させていただきます。

○学校教育課長（奥村恒也君）　お願いします。

今、エール広陵についてのお話もありました。エール広陵につきましては、富田委員もそのメンバーということで、学校に対して支援を行っていただいているところでございますけれども、それぞれ地域の方々に学校の応援団として、可能な範囲でのサポートをしていただけるということは、教育委員会としても大変ありがたいことであるというふうと考えておりますし、またそうしたボランティアの方々が学校へ来て、子供たちが生活する環境を整えていただける、そういった姿を子供たちが目にするることによって、地域の方々から学校が大事にしている、支えてもらっているということを知ることができると、子供たち自身が改めて知るというような機会にもなっておりまして、地域、ふるさとへの感謝の気持ちですとか愛着を高める、そういったよい機会にもなっているということも、教育的な面から大変ありがたいことであるというふうにとらえているところでございます。

ただ、委員おっしゃるとおりに、せっかくボランティアに来ていただいて、けがとか、そうしたことをなさっては大変申しわけないということもございますし、学校のほうへも幾つか確認をさせていただきましたが、確かに草刈り作業等々で危険な場所、こうしたことについては、極力、地域の方をお願いをするということではなく、あくまでも可能な範囲のところでお手伝いを願いつつ、困難な場所等については、教育委員会のほうへ相談をし、先ほど教育総務課長も申しましたけれども、環境整備員のほうで作業に当たるなどして、活動場所といいますか、お願いをする場所というものを配慮しているということもございますが、またそうしたことが十分に配慮できるようにということで、今後、きちっと学校のほうへも周知を図っていきつつ、活動内容について学校とボランティアの方々との間で十分な連携調整を図るように、学校のほうへ伝えていきたいというふうと考えております。以上です。

○委員（富田牧子君）　ありがとうございました。

環境整備員が2人いるとおっしゃったんですけど、一体どこにいて、どのように活動されて、これは2人で小・中学校全部を対象にしているということですかね。

○教育総務課長（石原雅行君） 2年ほど前から、既に2人環境整備員という人が月・水・金というふうで、朝9時から4時まで勤務しています。その場所は、教育総務課に朝9時に来てもらい、そこから学校の現場へ出てもらうという形になっています。今までのその2人が月・水・金が非常に学校で評判がよかったです。余りにもいろいろ業務が多くて、その分、その当ても草刈りをやっぱりやるということが前提だったんですけど、草刈りまで手が回らないような状況でした。そういうことで、どうしてももう2人、火・木の分もふやしたいということで、今回、教育総務課の予算の中で何とか入れたというようなことになります。以上です。

○委員（富田牧子君） 今回、9校では4時間だけど、用務員さんの話ですけど、7校では7.5時間にしているという、そこら辺は一遍にはできないから半分にしたということですか。

○教育総務課長（石原雅行君） 今、市の期間業務職員というのは1年契約で、何も問題ないということでしたら最高3年にできます。ということで、今回、この方法を最終的に決めたのは、12月の初旬の校長会でした。契約上は、全て4月からこの体制にやっても問題は法律上はないということだったんですけど、12月の時点で2年目になるような人を来年4月からいきなり4時間の勤務でお願いしますというのは、やはり今まで一生懸命やってくれた、働いていただいた方にさすがに失礼ということで、ちょうど3年目を迎えた人と退職されるというような学校を4時間というふうにしたものです。その他の方は、その12月の時点で、来年からそうなりますよということで説明させていただいています。以上です。

○委員長（勝野正規君） ほか、よろしいですか。

○委員（富田牧子君） もう一つ聞きたいのは、給食配膳員の話なんですけど、今までは、用務員さんが午前中に給食配膳をやっていたということになりますけど、民間委託してやるのは来年からですよ。そうすると、ことし、もう4時間にしてしまったところではどうしているんですか。9校のところでは別段問題ないわけですか。

○教育総務課長（石原雅行君） 今、給食配膳員というのは、学校によって既に1名から4名ほどおります。それプラス学校の用務員がやっておりましたので、スムーズにっております。以上です。

○委員長（勝野正規君） 関連して私のほうからもいいですかね。

草刈り、草刈りと結構悩んでみえるけど、ある学校によると、校長先生が善意でいろんな草刈りをやってみえる風景を見るんですけども、やはりけが云々という話もあるんだけど、外部委託へどんどん、お金の話が出てきて財政は厳しいというのはありますけれども、それぐらいは外部へ出していくのが本来じゃないですか。校長先生みずから草刈りをやっておるといのはいかがなものかなと私は昔から思っておったんですけど。

○教育総務課長（石原雅行君） もっともですが、年に一、二回の委託はしております。業者に出しておりますが、たくさんお金があれば本当にそうしたいところは気持ちは一緒です。

○委員長（勝野正規君） ほかに質疑よろしいですか。

○委員（林 則夫君） 人類の歴史は雑草との闘いであるということを言われるわけですが、そういう大げさなものじゃなくて、さっきの学校の草刈りですね。これはたしか昭和五十四、五年だと思いますが、春里小学校と東明小学校とほぼ同時期に、学校教育後援会というのをつくったんです。これは、私が東明小学校のPTA会長をやっておるころですが、そのときから、PTAの歴代の正・副会長ぐらいで、学校の環境整備のために草刈りをやろうかということで、これはことしもやりますが、40年続いておるわけなんです、東明小学校は御承知のように平場ですので、急な斜面もありません。のり面もありませんけれども、さっき富田委員がおっしゃったように、急斜面とか急傾斜地のところの草刈りはやっぱり素人ではちょっと無理かと思しますので、こういうところを優先して、何とかちょっと業者に委託するなりすることを考えてやっていただけるといいかなと思うんですが。

昔は、国・県・市町村道の路肩は、全部、じいさん、ばあさんが草刈りをしながらやっておったんですし、また河川の雑草も地域でやっておるんですが、大変このごろ高齢化をしてまいりまして、各地域も大変な状況にありますので、できることはボランティアでできますが、危険が伴うようなところだけは、ぜひ行政のほうで面倒を見てやっていただきたいと思しますので、ひとつよろしく願いいたします。以上です。

○教育総務課長（石原雅行君） 現在、先ほどの一、二回の委託というの、危険な箇所を中心にやはりやっております。本当に、今後もそのように進めていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○委員（田原理香君） ちょうどちの前が学校なので、よく草刈り機の音を聞く機会が多いんですが、ほとんど大体学校の校長先生、教頭先生がやってみえる現状です。先ほど、地域環境整備員の方が2人見えて、毎週毎週やられたとしても、ほとんどずうっとやり続けなきゃいけない、草はすぐ生えてくるので、やり続けなきゃいけないというところで、どうかなというふうに思います。今、それこそ林委員がおっしゃったような、外に出すということもあるんだらうと思いますが、ただちょっと気になっていたのは、前、私たちがPTAをやっているころは、年に1回、夏休みの前に親子でPTAでみんなで草刈りをしておったんです、もちろん急斜面じゃないです。平場のところですけど、これを子供たちと親と、学びやで勉強をさせてもらっているところへ行くということ、1回ばかりやから、そうそれが影響があるわけではないけれど、そういうことをしていた。それがいつの間にかなくなってしまった。それで先生になった。それから、こういうボランティアの方々、環境整備員の方にそれこそ予算をつけてというふうにありますけれど、私は年に1回ぐらい親子が一度でも草刈りに行くということが何でなくなってしまったのか、あつていいじゃないかと。それこそ鎌もよく刈らへん子ばかり今いるわけですけど、親もそうで、本当にそういうことに感謝じゃないけど、そういう現状もあわせて。

先ほど、課長が地域の中で子供がふるさととか知る機会をおっしゃったけど、そういうところからこそあるわけで、そもそもその地域のおじちゃんたちがボランティアで、おばちゃ

んたちが草刈りをしてくれたということがあっても、ここをやってくれたよというだけのことで、それが知る機会で、ふるさとということにはなかなかならん。何かの発表会のときに紹介があって、してくれましたということはあるかもしれんけど、子供たちからすると、それがなかなかイコールになっていない。だから、ちょっとそれはきれいごとなんだろうなというふうに思います。

本当に子供たちに知る機会とか、子供たちがこの地域のこと、学校のことというふうにするのであれば、もうちょっと根本的に、今そうやっておっしゃるのであれば根本的に、やっぱりきれいごとじゃなくて、考えないといけないだろうし、当然、やっている最中にやりとりするという事は、危なかったりもするのでないだろう。であれば、一緒にやるということも、一度はあろうと、そういうことの復活も必要じゃないかなというふうにちょっと思っております。いかがでしょうか。

○**学校教育課長（奥村恒也君）** 今、田原委員言われたように、学校で過去といいますか、まだ今同じように、PTA作業ということで夏休みに実施している学校もございます。私も以前勤めた学校では、夏休みの終わりぐらいに、保護者の方と、それから子供たちと一緒に学校環境整備を分担してやっていた学校もございますし、またそれが今も継続をしている学校もございます。実際に、そういった形で子供たちも自分で参加をしながら、一緒に環境整備を行うことができる環境であるならば、本当に今おっしゃられたように、子供たちが学校への愛着、地域への愛着ということをより高める、確かにいい機会というふうに捉えておりますし、ただいろいろとこれまでに、作業をしていただいていた間に保護者の方がおけがをなさったりとか、そうしたことがあったりとか、また時期がどうしても夏休みですかね、そうした時期ですので、大変暑い中での熱中症等々の問題等もあって、そうした活動を差し控えてきたような経緯もございます、一方で。

ですので、またそうしたことについては、各学校での判断といいますか、考え方によって実施、あるいはちょっとその実施を控えているというような状況でございますので、今後、環境整備というものを子供たちと親さんとどのように、また地域の方と一緒に進めていくかということについては、校長会等々のほうにでも話をしつつ、一緒に考えていけるような機会を持っていきたいというふうに考えます。ありがとうございます。

○**委員長（勝野正規君）** ほかに質疑よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようでございますので、この件に関しましては終了いたします。

続きまして、協議題3の報告事項に移ります。

報告事項1. 教育大綱及び教育振興基本計画の策定についてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○**教育総務課長（石原雅行君）** お手元に可児市教育大綱、令和元年6月13日変更という紙をお配りさせていただいています。

この教育大綱ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というもので、教育に関

する総合的な目標や施策の根本的な方針などを示すものということで、地方公共団体の長、市長が定めるというものになります。定めるためには、あらかじめ、地方公共団体の長と教育委員会で構成される総合教育会議で協議することになっているというものです。

そして、今までの教育大綱は平成 27 年 9 月に策定されたというもので、特にいつまでという期限があるというものではありませんが、今年度、令和 2 年度から向こう 4 年間の教育振興基本計画を策定します。その大もととなりますこの教育大綱の見直しを確認したというものです。ことしの 1 月 30 日に開催しました総合教育会議で、議員の皆さんにも出ていただいておりますが、現在の教育大綱は、教育の大もとであり、策定から余り期間がたっていないこともあり、おおむね継続していくということで確認させていただいていました。

その後、多くの意見を参考にするため、自治連絡協議会、民生児童委員連絡協議会、PTA 連合会協議会、校長会などでも意見を聞きまして、その上で、6 月 6 日の総合教育会議で改めて協議しました。結果、この目指す方向の赤字になっている部分を一部変更し、決定することとなりました。この変更内容は、今までは「『日本一子どもの心に寄り添い、個々の力を引き出し、伸ばす義務教育』を推進し、可児市の未来に貢献できる人材を育成します」になっていました。今回は、「日本一」を取り、「『子どもの心に寄り添い、個々の力を引き出し、伸ばす義務教育』を推進し、生涯にわたって学び、成長していく人材を育てます」に変更しました。

この総合教育会議の中では、今のままでいいのではという全く正反対の議論もありましたが、人生 100 年の時代に生きていくためには、生涯にわたって学び、視野を広め、成長していくことはこれからの子供たちには大切なことである。また「可児市の未来に貢献できる人材を育成します」もいいが、4 番の「ふるさとを愛し」の中に含まれているのではないかとというような意見もありました。これらの議論から、最終的に「生涯にわたって学び、成長していく人材を育てます」と一部変更し、決定させていただいたものです。この教育大綱の公表については、本日、この委員会で報告により変更とさせていただき、ホームページの公開や報道機関へ情報提供していきたいと考えています。

また、教育振興基本計画についてですが、この教育大綱を実現するために、今年度、教育振興計画を策定していきます。具体的な施策をこの計画に盛り込んでいくということになります。スケジュールですが、来週 6 月 18 日には、第 1 回の教育振興基本計画の策定委員会を実施します。そして、8 月から 11 月に向けまして、また 2 回ほどの策定委員会を設けながら、原案を策定していく予定です。そして、12 月のこの教育福祉委員会のほうで、パブリックコメントの案を説明させていただきまして、来年 1 月にはパブリックコメント、また 3 月には議会のほうへも報告させていただき、公表させていただきたいと考えております。以上です。

○委員長（勝野正規君） この件に関しまして、質疑があれば。

○委員（富田牧子君） とてもいいふうに変ったというふうに思うんですけど、余り肩肘張って、日本一とか何とかばっかり、そういうのを目指すんじゃなくて、やわらかい表現にな

ってここはよくなったなあと思うんですけど、それと同時に、4番がまだいつまでもあるというのがやっぱりもうちょっとここも考えていただくと、ふるさとを愛するということはもちろん大事なことですけど、後段のくだりですよ。社会に進んで貢献できる人という、やっぱりこういう強迫観念でちょっと子供たちに迫るのもどうかなという感じはしてきます。やっぱり、それは、社会に進んで貢献できる人が望ましいとは思いますが、みんながみんなそういうふうにならない今の状況を見ていただいても、大変いろいろチャレンジしたけど、失敗してひきこもりになったとか、そういうふうな人が多く見える中で、この表現を今後、何かもうちょっと考えていただけると、私はいいかなというふうな意見を常々思っておりましたので、ここでちょっと言わせていただきました。

○教育総務課長（石原雅行君） ありがとうございます。

今回、この下の5つの目標については、全く前回と変わっていないということになります。今の御意見はいただいております。ありがとうございます。

○委員長（勝野正規君） ほか、質疑よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようでございますので、この件に関しましては終了といたします。

ここで、議事の都合により暫時休憩といたします。

教育委員会事務局長、総務課長、学校教育課長は退席して構いません。

休憩 午前9時51分

再開 午前9時53分

○委員長（勝野正規君） 会議を再開いたします。

報告事項2. ふれあいの里可児の民間譲渡についてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○福祉支援課長（飯田晋司君） ふれあいの里可児の民間譲渡について説明させていただきます。

資料ナンバー3をごらんください。

1. ふれあいの里可児の経緯、概要でございますが、平成9年の開所以来、可児市社会福祉協議会が運営を担っており、平成17年度までの委託による運営を経て、平成18年度から指定管理に移行し、現在、第3期目の途中でございます。

なお、第3期では、特命指定による指定を行っていますが、その前年の平成27年12月16日の教育福祉委員会で社会福祉協議会を特命指定とする理由について、3点御説明させていただいております。1点目は継続的サービスの提供の必要性、2点目に事業者の努力により就労支援の充実が図られていること、3点目には当該施設の譲渡を視野に入れたライフサイクルコストの削減でございます。それらの理由については、次の2でもまた御説明させていただく譲渡の趣旨にもつながってくるものでございますが、その際、社会福祉協議会から、5年をめどに当該施設の譲渡について協議してほしい旨の要望をいただいていることを

あわせて御報告させていただいています。その後の事務レベルでの検討・協議を重ね、大まかな方針が固まってきたことから、本日、御説明させていただくものでございます。

施設利用者ですが、平成 31 年 4 月 1 日現在 50 人で、内訳は就労継続支援 B 型が 25 人、生活介護が 25 人となっています。

平成 28 年度からの指定管理料は年間 600 万円で、内訳は、運営費補助 500 万円、修繕費 100 万円でございます。

次に、民間譲渡の趣旨と方針でございますが、社会福祉協議会、利用者、市の 3 者のメリットなどの視点から御説明させていただきます。

社会福祉協議会としては、指定管理者では、専門職の雇用や人材育成、職員配置などにおいて、将来を見越した安定的・計画的な運営が難しいことから譲渡を希望されています。また、就労支援の充実の点で、当施設の就労継続支援 B 型事業において、平均工賃が全国平均を大きく上回る実績を継続して上げており、運営者である社会福祉協議会が年間を通して安定した作業量を確保していることや地域の活力を積極的に活用し、工賃水準の向上に取り組んでいる実績がございます。

また、利用者にとっては、これまで障がいの程度、心身の状況を把握した一貫性を持った支援を受けられており、施設職員との信頼関係も築かれている一方で、指定管理の更新時期のたびに、運営主体が変わるかもしれないという不安があった状況が、社会福祉協議会に譲渡されることとなれば解消されることとなります。また、市にとっては、施設設備の維持管理経費及び建てかえ経費について、公共施設マネジメントにおける施設ライフサイクル計画に基づき試算した概算額ではございますが、おおむね 3 億円が削減できること、また指定管理に係る事務が削減できることとなります。

次に、譲渡方針でございますが、当該事業につきましては、近年、民間の事業所がふえてきており、民間活力の利用を進められる背景、状況にあります。ふれあいの里可児は、平成 27 年 3 月策定の可児市公共施設等マネジメント基本計画、平成 29 年 3 月策定の公共施設等マネジメント基本計画及び可児市公共施設等マネジメント第 1 期アクションプランにおいて、市が事業運営することの妥当性及び民間に譲渡することについて検討する施設として位置づけられており、その間の平成 27 年 6 月には、社会福祉協議会から 5 年をめどに譲渡を協議してほしい旨の要望をいただいています。それらの状況を踏まえ、事務レベルで社会福祉協議会と協議・検討を進め、ふれあいの里可児に関しては、譲渡の条件を詰めてまいりました。その上で、譲渡先は、利用者への一貫性を持った継続した支援が今後も必要であり、健全経営である社会福祉協議会が適切であることから、開設以来、運営を担ってきた社会福祉協議会としたいと考えております。

また、土地については、現在、可茂学園、けやき可児、ハートピア可児の杜・サンライズ可児の杜に施設整備のための市有地の無償貸し付けを行っており、それらと同様に無償貸し付けとしたいと考えております。また、建物の譲渡額については、必要な修繕工事は譲渡前に市で実施した上で、減額譲渡とさせていただきたいと考えております。

現時点での譲渡額の算定方法ですが、①現在の鑑定価格がおおむね 5,000 万円、②譲渡前までの修繕等費用の見込みがおおむね 3,000 万円で、③修繕後の価格は①プラス②掛ける 75%のおおむね 7,000 万円の見込みとなります。この③の修繕費用に 75%を掛けるというのは、不動産鑑定士によると、修繕された施設設備は建物に付随する価値となり、修繕した直後でも 75%になるとの考え方によるものでございます。

次に、④は、③で算出した適正価格におおむね 20%を掛けて算出した価格で、おおむね 1,400 万円となり、これを譲渡価格とします。この 20%というのは、同様の施設整備における法人の負担率が直近の 2 件の事例、具体的には、平成 28 年度に整備したけやき可児とハートピア可児の杜でおおむね 20%となっていることから、それらに準じた費用負担を求めることにより採用するものでございます。

なお、②、③、④については、現時点での見込みであり、最終的には修繕後に再計算することになります。

次に、裏面をごらんください。

3 の県への返還金でございますが、施設の建設に当たっては、県から補助（心身障害者小規模授産施設整備費）を受けておりまして、お示した算定式により、おおむね 200 万円の返還が発生する見込みでございます。

次に、4. スケジュール案でございますが、本日の教育福祉委員会での報告を経て、譲渡先である社会福祉協議会において理事会や利用者への説明が行われる見込みでございます。また、本年 8 月、市議会議員改選ということで、改選後には改めて説明をさせていただく予定でございます。また、令和 2 年 3 月には、令和 2 年度当初予算に修繕費用を計上するために当初予算に上げさせていただきたいと考えております。令和 2 年 9 月に改修工事、同年 12 月議会に施設廃止条例及び施設譲渡に係る議案の上程、翌令和 3 年 4 月に譲渡といったスケジュールで考えております。以上です。

○委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

この件に関しまして、質疑はございませんか。

○委員（富田牧子君） 私も子供がふれあいの里可児に大変お世話になりましたので、こういう形で社会福祉協議会がやっただけということとはとてもうれしいことだというふうに思うんですけど、ちょっと一つお聞きしたいのは、現在の鑑定価格が 5,000 万円というのがちょっといかにも高いことはないですか。ふれあいの里ができてから随分たちましたよね。あの当時、あの建物を建てるのに 1 億円というふうに私は聞いていたんですけど、そうすると、その半分も今でも価値があるのかと、残存がと思うところと、それから法人の負担率 20%というふうにほかのところもありますけど、これは新品の建物に対して 20%の法人の負担率ですよ。これは新品の建物ではない。5,000 万円が妥当かどうかは別にして、そうじゃない建物に対しても、法人の負担率を 20%というふうに計算していくというのは、ちょっといかにも実情に合わないんじゃないかと思って、もっともっと引き下げて譲渡をしていただけるとありがたいんじゃないかなあというふうに思うんですが、そこら辺はどうです

か。

○福祉支援課長（飯田晋司君） 鑑定価格につきましては、不動産鑑定士の鑑定によるものということでございまして、下がる率に関しての詳細なことに関しては、今ちょっと資料がございませんので、お答えが難しいところはあるんですけども、あくまでも不動産鑑定士による現在の相当額ということで出していただいた金額でございます。

次に、20%の考え方なんですけれども、平成 28 年度に新設された建物施設についての負担率ということで、今回、譲渡の価格を検討するに当たって、例えば鑑定額どおりとか、それだといかにも高い、また全く無償で譲渡するというところまでございまして、直前に修繕を市でさせていただくということもございまして、事業者側、譲渡を受ける側にも負担をいただきたいということで、事務レベルで検討を重ねた結果、古くなってきた建物に対して、直近の新設の建物と同等の負担率でお願いするという形でひねり出した案という形になるんですけども、そのような形で事務レベルで詰めてきた結果がこの額ということでございます。

○福祉部長（大澤勇雄君） ちょっと補足をさせていただきますのが、先ほど鑑定価格が高いのではないかとこのところ、今のコンクリートのつくりの建物については、ちょっと今耐用年数を正確には申し上げにくいというか、50 年から四十何年とか、正確にちょっと今申し上げにくいんですが、そういう長い期間でございまして、今のふれあいの里は、平成 9 年に改修しておりますので、それから約 20 年ということで、ほとんど半分をまだ超していないというような状況でございますので、鑑定価格については、先ほど 5,000 万円と申し上げて、実際は 5,000 万円弱というところではございますけれど、またそれは今の施設修繕を経た段階で、もう一度再計算をするというようなことで、正確な数値としてはまた後で出てくるということでございます。

○委員（富田牧子君） これができるに当たって、すごく私が思い出すんですけど、あのころ、もう今は亡くなりましたけど、桜ヶ丘の佐藤新聞店さんのほうから、やっぱりあの方の力がいろいろ働いて、ここまでふれあいの里という形を見たと思うんですけども、いろいろ寄附があったようには思うんですけど、全額市でやったというわけではないというふうに記憶しているんですけど、そこら辺はどうですか。

○福祉部長（大澤勇雄君） 佐藤新聞店さんと、もう一人ちょっとお名前を忘れちゃったけど、私が福祉課長のときには、今度は岐阜県のほうの今の県病院のほうに、医療的な一時入所とか施設に入られる一時預かりの障がい者のお子さんを預かっていただける施設のためにということで、また何千万も御寄附をされたというようなこともございまして、このふれあいの里のときに幾ら御寄附をいただいたということは、正確にちょっと今手元の資料がございませんので申し上げにくいところではございますけれど、やはりそういったふれあいの里をつくる上で非常に原動力になってますし、そういう御意志というか、まだ若干お持ちになってみえて、何かそういった形でというようなお話も聞いておりますので、これはやっぱり今の障がい者の方の居場所とか、そういった施設を充実していくということで、特に市にとっても非常に大きく寄与されたということを私も感じております。

○委員長（勝野正規君） ほかに質疑はよろしいでしょうか。

○委員（田原理香君） 私も、この社会福祉協議会に譲渡するということは、それこそさっきも御説明にありましたように、経営において安定的、計画的ということ、それから何よりもその就労者の方々がしっかりと確保されるということにおきましてはよかったなあというふうに思っておりますし、そういう声も聞いておりました。今回、社会福祉協議会さんからの譲渡の協議の要望ということで、要望書が出されたというふうに聞いておりますけれど、これはいつごろ出されて、その間、社会福祉協議会さんと市とのどういうことが問題なのか、どういうことをできるのかというやりとりはあった上での提案だというふうに考えますが、それでよろしかったのでしょうか、どうでしょうか。

○福祉支援課長（飯田晋司君） 要望が提出されましたのは、平成 27 年 6 月でございます。そのことについて、平成 27 年 12 月の教育福祉委員会で、要望が出ていますという御説明をさせていただいております。その後、具体的に内容を詰めてまいったということでございます。

○委員長（勝野正規君） ほかに、質疑よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようでございますので、この件に関しましては終了といたします。

ここで、議事の都合により 10 時 25 分まで休憩といたします。

休憩 午前 10 時 11 分

再開 午前 10 時 24 分

○委員長（勝野正規君） 会議を再開します。

報告事項 3. 子ども・子育て支援事業計画（第 2 期）の策定についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○子育て支援課長（水野伸治君） よろしくお願いたします。

それでは、資料の 4. 可児市子ども・子育て支援事業計画（第 2 期）の策定についてということをお願いいたします。

子ども・子育て支援事業計画につきましては、子ども・子育て支援法第 61 条に基づきまして、平成 27 年度からの 5 年間で第 1 期として策定しておりますが、計画期間が今年度までとなりますので、第 2 期の計画としまして、来年度からの 5 年間について今回策定してまいります。

計画内容としましては、マイナス 10 カ月からつなぐ、学ぶ、かかわる子育ての基本理念に基づきましては、施策の展開、取り組みについて検証いたします。課題や方向性について整理をしております。また、教育、保育事業とこれに付随しております時間外保育事業や放課後児童健全育成事業（キッズクラブ）などの地域子ども・子育て支援事業の 11 の事業につきましても、計画期間内における見込みの量と確保の内容、それから実施計画を定めるとともに、計画の推進を図るための体制も整備してまいります。

続きまして、概要のほうですが、第2期の計画を策定するに当たりましては、各事業の昨年度までの実績データですとか、人口推計値に加えまして、昨年度実施いたしました未就学児と小学生の保護者を対象としますアンケート調査の結果からもニーズ量を見込んでまいりたいと思っております。その上で、ニーズの量の見込みに対応しますサービス確保の内容を設定してまいります。そのほか、この第2期の計画からと思っておりますが、幼児教育無償化についても状況を見ながら考慮していきたいと思っておりますし、今年度実施いたします子どもの生活状況実態調査の結果につきましても、一部参照していければと考えております。

なお、発達支援につきましては、当初の計画から記載しておりましたので、今回は取り組みについて整理してまいります。大変申しわけありません。資料のほうには、新規の表記となっていますが、新規ということではなく、取り組みを今回整理していくこととなります。

最後になりますが、今後のスケジュールでございます。この後、可児市子ども・子育て会議にお諮りいたしまして、その後、パブリックコメントも実施いたします。来年の3月には計画を確定したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

これより質疑を許します。

○委員（富田牧子君） 平成30年度にニーズ調査を実施されたということですが、大ざっぱでいいですけど、前のニーズ調査と比べて特徴的なこととか、何かあったらちょっとお聞かせください。

○子育て支援課長（水野伸治君） 対象としては2,000人を対象としたものは前回と変わっておりません。今回の調査において重立ったものは特になかったです。

○委員（富田牧子君） だから、そういった事業を利用したいという人が前よりももっとふえているとか、別にそういうことはなかったですかね。

○こども健康部長（尾関邦彦君） ちょっと補足させていただきますけれども、これは、年度末に実施したということで、内容的な分析とか、そういったことについては今並行して進めておりますので、まだ詳しい内容、結果的なものまではちょっと出ておりませんので、申しわけございませんが、よろしくお願いいたします。

○委員長（勝野正規君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようでございますので、この件に関しましては終了といたします。

次に、報告事項4. 幼児教育無償化に伴う認可外保育所及び給食費についてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○こども課長（河地直樹君） よろしくお願ひいたします。

資料のほうの提出が遅くなりまして、まことに申しわけございませんでした。

それでは、資料ナンバー5番に基づいて説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、1番、認可外保育施設の無償化についてということでございます。

まず(1)、表のほうを示させていただきました。現在、市内の認可外保育所の状況についてでございます。市内には、9カ所、認可外保育所がございます。そのうち、5番と9番、2カ所については休止中というふうになっております。1番から5番について届け出対象というふうになっておりますけれども、こちらのほうは、児童福祉法に基づく届け出対象施設ということになっております。6番以降につきましては、これまでの児童福祉法で届け出対象になっていなかった施設になっております。

次、(2)番のほうですけれども、認可外保育施設の無償化の対象についてです。

まず、国の考え方です。国の無償化の考え方の丸の1つ目にありますように、国では届け出がなされ、指導監督基準を満たす認可外保育施設を対象とするとしております。また、丸2つ目にありますように、5年間の経過措置期間を設け、届け出がされていれば、現時点では指導監督基準を満たしていない認可外保育施設も無償化の対象とするとしております。

それで、このような状況において、可児市はどうするかということでございますけれども、先ほど申し上げました上段の表で御説明いたしますと、1番から4番は児童福祉法の届け出対象施設であるため、既に届け出が出されております。その中で、指導監督基準を満たしているのは、1番のベテル幼稚園のみとなります。それから、6番から8番につきましては、県に確認しましたところ、指導監督基準は満たしており、届け出を行うことでクリアされるということになります。

なお、国の考え方の3つ目の丸のところ、地域の実情に合わせて対象を限定することもできるというふうにされておりますけれども、当市のほうでは、一番下の欄に記載させていただきましたが、認可外保育施設は外国人の子供世帯を中心に利用されており、認可保育所と同様の役割を果たしていることから、認可外保育施設の範囲を限定しない、またあわせて5年間の経過措置期間中は、指導監督基準を満たしていない認可外保育施設も無償化の対象としていきたいというふうに考えております。

裏面のほうを続けて説明をさせていただきます。

次に、2番、市立保育園の副食費の設定についてでございます。

まず、(1)現状から無償化後の給食費の負担がどうなるかということでございます。

3歳から5歳につきましては、主食費及び副食費の無償化による負担の変化については、主食費は現在、公立保育園では500円実費負担していただいております。これは無償化後も変更はございません。それから、副食費につきましては、現在、保育料に含み、保護者からいただいております。それで、無償化後には実費負担となります。額につきましては、国において4,500円を目安に、各施設で必要な額に応じて設定をするということにされております。

(2)番で、市立保育園の副食費の額についてになりますけれども、副食費は、米やパンなどを除いたものになりますが、平成29年度の副食材料費の実績が4,135円、平成30年度の副食材料費のほうは4,066円でございます。これらの実績をもとに、消費税分を加えて算

定いたしました。その結果、市立保育園4園につきましては、副食費を1人1月当たり4,200円で設定することといたします。それで、主食費500円と合わせて、一月の給食費を4,700円としたいと思っております。また、私立保育園につきましては、それぞれの園で設定されることとなります。2番につきましては以上です。

続きまして、3番のその他でございます。

幼児教育の無償化に伴い、関係条例の改正等が出てまいります。関係条例につきましては、国の制度に基づいて改正をしてみたいと考えております。あわせて、当初予算につきましては無償化に関するものは反映しておりませんので、補正予算を計上させていただき予定でございます。いずれも9月議会に議案を上程したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

説明のほうは以上でございます。

○委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

本件に関する質疑はございませんか。

○委員（富田牧子君） まず、1番のほうですけれど、先ほど届け出対象のところの1番は基準を満たしているが、その2、3、4は届け出があっても基準はまだ満たしていないけど、この5年間に満たせばいいという国の措置があるわけですけど、その時々指導監督とか、そういうことは市でできるんですか、こういうところについて。

○こども課長（河地直樹君） こちらのほうは、今でも県のほうが年1回現地調査して、指導をしていますし、今後も県を主体にしまして、指導監督の充実を図っていくというふうの方針も出されていますので、そちらのほうについては、県のほうの指導になると思いますけれども、市のほうも随行いたしまして、現地のほうで状況のほうを把握してみたいと思っております。

○委員（富田牧子君） 先ほど、県が年1回と言いましたが、これは全園に対して、絶対に年1回はやるということですね。

○こども課長（河地直樹君） 無償化後の充実を図るといのがまだ詳細が出ていませんので、10月以降はちょっとどうなるかわかりませんが、これまでは、年1回、全てのこちらの認可外保育園を県のほうが現地調査をしまして、実際に現地を見て、保育士の状況とか環境とか確認して指導をしてきておりますので、もちろんそれは継続されて、今後、それがどのように充実されるかは、国の考えを見ていきたいと思っております。

○委員（富田牧子君） こことは違います企業主導型保育園を私たちも見に行っただけですけども、見に行っただころが実はちょっと満たしていなかったよというような実例も2年ぐらい前にはありましたので、しっかりやっぱり見ていただかないと、本当に小さい子供たちのことですので、けがとか、本当に事故が起こってはいけませんので、劣悪な環境でやっぱり子供たちが保育をされるということは絶対避けなければいけませんので、しっかりとにかく目を光らせてお願いしたいなというふうに思います。

次のところを聞いてもいいですか。

次、2番のところの保育園の副食費の設定ということで、1カ月の給食費は4,700円とするということでしたけど、前、私が質問したときに、給食費の設定によって、今までよりも保育料が高くなるというところはありませんかと言ったら、まだそこはわからないとおっしゃったんですが、そんなことはありませんか、どうですか。

○**こども課長（河地直樹君）** 副食費と実費負担の関係、保育料が無償になって、副食費が実費負担になる関係につきましては、後ほどちょっと説明をさせていただきたいと思っていましたけど、じゃあそれを先にちょっと説明をさせていただきますけれども、3月議会で富田委員のほうから一般質問いただきまして、実費負担になることによる負担増はないという、御質問についてお答えしましたけれども、負担増の世帯はないという見込みでお答えはしたんですけれども、その後、情報等を精査していく中で、一部世帯に負担が発生することが判明してきました。これは、年収が360万円から470万円未満の世帯で、18歳までの兄弟がいる第3子の子供については、これまで県の補助事業を受けて保育料を無償にしてきていました。この世帯につきましては、10月以降も保育料は引き続き無料のままになるんですけれども、副食費の免除につきましては、国の基準では就学前の兄弟の数で第3子をカウントしていくということになりますので、副食費が実費負担となってまいります。それで、その分が負担がふえることになってまいります。該当する世帯が、所得や兄弟の構成によりますけれども、20世帯程度になるのではないかというふうに見込んでおります。以上です。

○**委員長（勝野正規君）** ほかに質疑はございませんか。

○**副委員長（川合敏己君）** 前回伺ったときに、ちょっとまだ不明確なところだということで、休日、夜間の部分というのはどうなりますか。

○**こども課長（河地直樹君）** 夜間というのは、今、保育園でやっておりません。

休日保育の使い方は、通常の方ですと平日使って、土曜日とか休みの日は来ないんですけれども、休日保育を使われる方は、平日が休みで休日に働くという方がいらっしゃいますので、月の利用数はほかの方と一緒にになりますので、休日を利用される方についても、その分は平日にかわって利用されているということなので、その分はほかの方と同じように無償化の対象になります。休日を利用されている方も、ほかの方と同じように保育料を払ってまいりますので、対象になってきます。

○**委員（田原理香君）** 先ほど富田委員がおっしゃいましたように、指導監督基準を満たすということはもう絶対的で、この先、これが無償化するとどんどん入りたい、入りたいという人がふえて、そうすると幼稚園、保育園が定員をふやしましょうとか、保育士をふやしましょうとか、いろんなことが起きてくるわけですので、その辺はしっかりと目を光らせていただきたいというふうに思います。

それで1つ質問ですが、こういうふうは無償化になった場合、ゼロ歳児から2歳、今、保育園には希望しようとする、3歳からだとするとなかなか希望のところに入れないので、ゼロ歳児から入ったほうが入りやすいという現状があると聞きましたけど、そうですね。そうでないと、次の質問が行けなかったんで。

○こども課長（河地直樹君） 保護者の個々の意向は確認していませんので、そういう理由なのかどうかはちょっとわかりませんが、やはりゼロ歳児で育児休暇をとってみえて、育児休暇が終わる1歳で入園申し込みされる方はたくさんございます。

○委員（田原理香君） 実は、私の周りでも、3歳児からですと、なかなか希望するところに入れないということで、ゼロ歳児からということをやっと聞いておりました、今回、無償化するということにおいて、本当なら3歳ぐらいから入れようかなと思った方々がゼロ歳児から入れていったほうが無償だしいいんじゃないかということも予想されますけれど、それは先ほどの子ども・子育て支援事業計画にもかかわってくることもかもしれませんが、その辺は市はどのように考えておられますでしょうか。

○こども課長（河地直樹君） そういう傾向があるかどうか、今後注視していかないといけないと思っております。あと、今まで働いていなくて、家庭でお子さんを見てみえた保護者がどうされるかということがあると思いますので、働いて保育所に預けられる方ももちろんいらっしゃると思いますが、幼稚園に預けるという方法もございますので、幼稚園のほうも無償化になりますので、保護者の選択としては、働いて保育園に預けるのか、今のままで幼稚園に預けるかという選択肢はあるかと思っております。

○委員（田原理香君） ありがとうございます。

私は個人的には、ゼロ歳児、2歳児までは子供はしっかりと、3歳児もそうかも……、個人的にはやっぱり母親がしっかりとそばにいて育てるというふうになんか思っているのですが、そんなことが進められるというか、促進しやしないかということも個人的には危惧しています。

今回、こういう無償化だったり、それから保育園の給食の調理の委託だったり、それからもう一つ、めぐみ保育園の工事などなどありまして、それはこども課を心配するところがございますが、今でさえ、こども課の職員が非常に大変だということも耳にしておりますが、この先、こういったことがどんどん入ってくるというところにおいて、秋からの体制なんかはいかがなんでしょうか。

○こども課長（河地直樹君） 実際、職員はいろいろな事業が重なっております、大変苦労しているのは、それぞれ職員が頑張っているのが現状です。どれだけいけばいいかというのはなかなか難しいですけれども、ことしの1月からは、時短の勤務ですけれども、1人女性職員をふやしていただいておりますし、臨時職員も1人ふやしていただいておりますので、それで全て負担がないかといいますとそれはなくて、結構、それぞれ職員が頑張っていると思いますので、私も含めてフォローしながら、何とかこの波を乗り越えてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○委員（田原理香君） そうですね。本当に夜遅くまでということも聞いております。何とかその辺、ちょっとここで人事のことを言うのは何でございますけれど、ぜひその辺のほうの御配慮があればいいなというふうに、そうじゃないとパンクしてしまうというふうに危惧しております。

○委員長（勝野正規君） ほか、質疑よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようでございますので、この件に関しましては終了といたします。

追加がありましたので、ごめんなさい。

○こども課長（河地直樹君） もう1点、報告事項がございます。

先ほど心配をしていただいています待機児童についてでございます。

待機児童につきましては、4月、7月、10月、1月の各1日現在で状況を確認しまして、県のほうに報告しております。県のほうから、それぞれの状況を発表されていますけれども、4月1日時点の可児市のほうで待機児童が1名発生いたしました。こちらの児童は3歳以上のお子さんで、特別な配慮の必要なお子さんでした。受け入れについて、各園との調整をしましたけれども、入園までの決定ができなかったということで、待機児童というふうに上げさせていただいております。まだ、この情報は、正式に県からは公表されておられませんけれども、きょう公表されるというふう聞いておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

以降の議事は委員のみで協議しますので、執行部の方は退席していただいで結構でございます。ありがとうございました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時48分

○委員長（勝野正規君） 会議を再開します。

4. 協議事項、1. 議会報告会での意見の取り扱いについてを議題といたします。

5月の議会報告会において、意見交換の際にいただいた意見の中で、教育福祉委員会に振り分けられたものを資料として配付させていただいております。これらの意見についての取り扱いを協議したいと思っております。資料ナンバーは6でございます。

〔挙手する者なし〕

意見もないようでございますが、私のほうから。

所管としてうちへ振り分けられたんですけれども、上段の部分については、一問一答で回答しておるので、その程度でやむを得ないかなと。あとについては、民生委員以下については要望めいたこと、それから国民健康保険についても一問一答で答えられておるので、この点の取り扱いをどうするかということですが、次期委員会に引き継ぐなんていうこともできないですし、今の委員として認識して、このまま次期委員会へもう引き継ぐという意味じゃなくて、周知するという程度でよろしいかなと思っておりますが、いかがいたしましょうか。

○委員（田原理香君） 高齢者生きがい推進事業というのは、高齢者の孤立防止事業のことを言っているのでしょうか。1番目のところでは。

○委員長（勝野正規君） そうでしょうね。その程度しか私もわかりません。

○委員（田原理香君） これは、先日ちょっと自分の一般質問をさせていただいたんですが、市長の施政方針にもありますし、高齢者の孤立防止事業というのは、こんな年に1回行くだけで注意深く見守ることができると思っているのは、もう全く何を言っているのというところで、それこそ先日の質問だと、今回の目的は、市と社会を高齢者とつなげるというところで、そうすることは、イコール通信を持っていく、通信をお渡しする。それから、年に1回でもどなたかがそこに訪問するということで、高齢者と市と社会がつながるといことなんだと。高齢者が望むことをやるわけではないというふうな御回答をいただきました。これでは本当に、これの上の質問している、できる限り小まめにとか、やっぱりいろんな心配事があるから来てほしいということにおいては、非常に全く残念な回答だと思いますし、ここに書いてある回答では、全くそれが応えられるものにはなっておりませんので、高齢者孤立防止ということにおきましても、今後の継続ということにおいて入れていけたらなというふうに考えます。

○委員（富田牧子君） 高齢者の孤立防止というのは、今回、初めて出てきた事業ですので、まだ実施してもいないし、これから実施をしていくというところで、私はそういうことに対して、結果が出たらいろいろまた言うことはあると思うんですけど、現段階では、こういう御要望があったらこういう回答しかできないというふうには私も思いますし、それをこの継続事項にするというのも、たくさん事業がある中でどうかなというふうに思うんですけど、全く見守っていきたいというふうに思っておりますけど、その事業については。

○委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

田原委員、この回答については議員が発言しておることなんで、全くもって冒頭から否定されておられるような表現やったんで好ましくないかなと。

○委員（田原理香君） 大変失礼しました。この回答は、議員の中でこういうふうに発言していますよということですか。それは大変申しわけありませんでした。了解いたしました。それはそれで、こういうこともあります。了解です。

ただ、今、富田委員がおっしゃいましたように、見守っていくとか、まだそれは始まっていないのですけれど、ここの委員会としてもやっぱり注視していくということがあればよろしかろうというふうに思いますので、結構でございます。それから、回答1につきましては大変失礼いたしました。

○委員長（勝野正規君） 裏面にもありますけれども、子育て健康プラザ マーノについての質問・答弁、中学校の質問・答弁等々ございます。それぞれ我々議員の共通認識の部分も、特に小・中学校の暑さ対策について云々は共通認識でやってきておるつもりでございますけれども、だからこの取り扱いを議員は当然認識していくというのはわかっておりますけれども、これからあと1カ月余の委員会で検討・協議していくということは時間的に不可能だと思っておりますので、どう取り扱っていくかということだけ決めていただければよろしいかと思っております。

○副委員長（川合敏己君） 見る限り、確かに質問1、高齢者生きがい事業もそうですけれども、議員の範囲で答えられることは答えているように思いますのでいいんですけども、例えば一番最後の児童数についてということで、意見として出てきているような、兼山小学校の児童数が少なくなっている……。市内校区外からも入学できるように検討してほしいような意見が出ていたよということは、執行部のほうに申し伝えておくというふうにしたらいいなかなというふうには思いますけれども、あとは特段それほど委員会として何かをするということはないかなあというふうには思いますけれども。

○委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

そうしましたら、我々議員として以上の部分は認識して、次期委員会へはこういうものがありましたということで、引き継ぎではございませんけれども、新しく構成され、新しい人がお見えになる可能性もありますので、そのままお渡しするという程度でよろしいでしょうか。

とりあえず今、この取り扱いはそれでよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

ありがとうございます。

では次に、ちょっと協議題には上がっておりませんが、お手元のほうに子育て世代による意見交換会の意見をまとめたものが来ております。これにつきましても、先ほどの議会報告会の件と同様、当委員会としての取り扱い、今後どうしていくかということをお検討いただきたいと思います。

○委員（富田牧子君） 読ませていただきました、聞かせていただきましたで結構じゃないかと思うんですけど、場所がわかりにくくて、説明がしにくいとか、そんなことはこの次はもう解消していることですから、きっとこれは1回限りの話だからいいと思いますので、いろいろ御意見を聞かせていただいてありがとうございましたぐらいの話でいいんじゃないでしょうか。

○副委員長（川合敏己君） 僕もそう思います。今回の子育て世代による意見交換会の目的は、自分たちで何ができるかというところを話し合っていくことだったと思います。それに付随して、不十分なところとか、ここをこうしたらもっとよくなるというような部分に関しては、執行部に参考の意見として申し伝えるような取り扱いでいいと思います。

○委員長（勝野正規君） ただいま意見をいただきまして、我々は当然認識しながら、必要な部分については執行部へ参考意見として送致するという程度にとどめたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○委員（田原理香君） 誤字がありますけど、それはいいですか。

○委員長（勝野正規君） 教えてください、今。

○委員（田原理香君） 教えづらい、遊ばせづらくなるの。

○委員長（勝野正規君） 何ページですか。

○委員（田原理香君） 裏面、まとめるとという下のところで「駐車場を教えづらい」、それ

から「下は遊ばせづらくなる」、「つ」に点々と「す」に点々。

[「「つ」に点々ということですね」の声あり]

そう、「つ」に点々です。

○委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

続きまして、最後、次期委員会への引き継ぎ事項について。

お手元に教育福祉委員会引き継ぎ事項（案）についてを正・副議長で案として出させていただきました。個人的な感想としては、引き継ぎ事項としては多過ぎるという感想を持っておりますが、今までのものを踏まえてきましたけれども、少し絞っていただくような意見をいただければありがたいと思います。

○委員（富田牧子君） 2、4、6でいいと思いますけど、というのは、地域包括ケアシステムはまだまだずうっと続いていくわけでとても大きな課題ですので、調査・研究を続けると、今でも私たちはいつもこれで視察に行ったりしておりますので、それは大きなこの委員会の課題だと思います。それから、幼児教育の無償化は、本当にこの10月から始まってどうなのかというところでは、これはやっぱり大きな課題なので引き継がなきゃいけないことだと思いますし、6番の大規模改造は、子供たちにもかかわることなので、よく見に行つて調査をしてくださいというか、見ておつてくださいということが必要だと思うんですね。

2学期制については、もう一遍やりましたので、やってすぐ変わるものじゃないので、こういうのは3年か5年しないと制度としては変わっていかないので、もっと長期の検証を行うということのほうが必要じゃないかなと思いますし、子育て健康プラザ マーノは結構十分じゃないでしょうか、いろいろ私はとても満足しておりますが。

それで、5番目の給食は、随時報告を求めて注視していくと言われますが、ちょっとそれは難しいことだと思うんですね。7月にプロポーザルでやって、その後の進展についてはお任せするしかないので、当委員会として聞いてもどうしようもない話じゃないかなと思いますので、2、4、6を押しします。

○委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

そのほか意見ございませんか。

○委員（山田喜弘君） さっきのところで言ったほうがよかったかもしれませんが、子育て健康プラザ マーノについては、子育て世代で自分たちができることは何かということで意見を出してもらっていますので、それに対して議会が何か応援できることがあるのかどうかを引き継ぐかどうかという話ですけれども、自分たちがこれを頑張りますよと、来ていただいた人には言ってもらいました。それを議会は聞いておくだけですかということなんですけど、それでいいというなら、この6項目に入れるかどうかでは、そういう言葉が入っていないので。

○委員（富田牧子君） 山田委員にお聞きしたいけど、一体、どの項目を応援するということですか。よいところ、悪いところって。

○委員（山田喜弘君） いや、そうじゃなくて、自分たちができることは何かと言っているの

で、これを自分たちは頑張りますと言っているんだけど、例えば可児市に協力してもらい、情報発信に何か特典をつけるみたいなことを要望してもらっているんだけど、それをやるかやらんかは別だけど、議会として何かお手伝いすることはありませんかということです。

○委員（富田牧子君） これは、そんなことを言ったら申しわけないけど、少人数の人で来ていただいて、こういう御意見をいただいたということだけでいいんじゃないですか。議会報告会もそうですけど、それを取り上げていたらとてつもなく広がっていくし、こういう御意見もあるんだなということを私たちが勉強させていただいたということだけで十分だと思うんですけど。

○委員長（勝野正規君） どうでしょうね。議会としてできることはないのかという話と、一方では、1個1個取り上げてそれぞれやっていかななくてもいいんじゃないのという意見が両方出ていますけれども。

○副委員長（川合敏己君） 山田委員がおっしゃられる意見を、どれを取り上げたらいいかというのを先ほど言い忘れたということですよね。それを言っていただいて、取り上げるかどうかは委員会の中で決めたらいいんじゃないでしょうか。

○委員（山田喜弘君） どれといっても、今言ったように、自分たちはこういうふう子育で健康プラザ マーノについてもっと広げていくとかと言ってみえるので、それが注視になるのかなということなんだけど、いいですかね。なかなかそれを可児市議会としてお手伝いできることがあるのかという話になるんですけど。

○委員（富田牧子君） お手伝いできることがあると言われれば、この中で、もしすごく必要だということがあれば、今度、議会に来ていただいて一般質問していただいて、それが実現するようになっていただければいいんじゃないですか。だって、これだけの悪いけど個人的な意見をじゃあ委員会として取り上げてやりましょうというふうにはとてもならないと思いますけど、どれもそのときはそう思われても、駐車場が教えずらいと言っても、その次になったら多分この問題は解消しているしということなので、どれをとってもすごく難しいという、何か私たちが力をかしてやらなきゃいけないという問題はなさそうな気がするんですけど。

○委員（山田喜弘君） 要望については執行部に伝えておけばいいというふうには思います。

○委員長（勝野正規君） 今、山田委員のほうからもありましたように、要望事項については、先ほど川合委員のほうからも意見があったように、執行部のほうへ提出していく、こういう意見がありましたということはもちろん申し送りますけれども、当委員会としてこの意見を反映させていく、それについて協議していくということについて、今、富田委員のほうからは意見が出ていますけれども、いかように。

○委員（山田喜弘君） ここで決めていただければいいので、ここの中で2、4、6でいいというならそれで構いません。自分ではちょっと、今言った3について、開館してもまだ1年ちょっとの話なもので、今後、こういうふうにつけっかく子育で世代での意見を聞いたので入れたらどうかなというふう思ったので発言をさせていただきました。

○委員（富田牧子君） いつのころからか、こういう面倒くさい引き継ぎ事項というのができ

ましたよね。その前はそんなことなんかしていなかったわけで、今回はもう8月10日で終わりなんだから、それはそれで、次の人がまた次の教育福祉委員会でこれを課題にしようということを考えていただければいいので、押しつけて、これをやってくださいということはできれば慎みたいと私は思います。

○委員長（勝野正規君） そのほか意見。

○副委員長（川合敏己君） 確かに6項目は多いかなとは思いましたが、確かに議会として、若い世代の意見も聞きましたこの子育て健康プラザ マーノに関しては、先ほど富田委員のほうから、2、4、6というふうにありましたけれども、これも1つ追加して、2、3、4、6を申し送り事項として、あとは改選後のメンバーがどういうふうにかわるかわかりませんが、その中でもう一回その中から拾い上げていただいて、継続審査していただければいいかなというふうには思いますけれども。

○委員長（勝野正規君） 今、3についても引き継ぎ事項に含めるというような意見をいただきましたけれども、そのほかの皆さん御意見をいただければ。さらに、これは案として考えただけなんで、これ落ちているんじゃないのという項目があれば、指摘していただければよろしいかと思います。まずは3をどうするかということを決めてください。

○委員（山田喜弘君） 賛否とるんですかね、わからんですけど、自分としては、川合副委員長が言われたように、入れておいていただければ、次期にやるやらんは次期の委員会で決めていただければというふうに。

○委員長（勝野正規君） まとめますと、今の案の2、3、4、6、委員会として申し送って、新しい委員会のほうで協議していただくというような御意見が出ておりますが、それでよろしいでしょうか。絶対必要ないとかそういう意見もあったようには承っておりますけれども、富田委員、よろしいでしょうか。

○委員（富田牧子君） 私は、この際、こういう引き継ぎはやめたほうがいいなと思いますので、どの委員会もということも思って、一応2、4、6と言いましたけど、別にそれを必ず引き継いでほしいと思っているわけではありません。

○委員長（勝野正規君） それでは、2、3、4、6に委員長としてさせていただきます。

今、富田委員から御指摘がありましたように、引き継ぎについては、現段階では議会のルールで決まっておるんで、またどこかで新しい、もう今ではできないんで、議会運営委員会のほうへ意見を上げていただくしかないのかなと思っております。

○委員（田原理香君） ちょっと引き継ぎのことで、多分今後出てくるとは思いますけれど、こういった調査・研究を続けることとかということを実際に引き継ぐと、引き継がれるとやっぱりやるということなんやね。そうすると、単に視察に行くだけではなくて、きっと勉強会もするとか、どなたかに来てもらってちょっとお話を聞く、勉強をするということもやるということはそういうことだと思っているので、何か中途半端な、委員会として、これから今後受けいくときに、やるんやったら本当にやるというものだけをしっかりとやっていくということが本当に必要やろうなあというふうに自分の反省も含めて思います。やるんやったら、本

当に徹底的にきちっと、この委員会の中で終わったときに、そういった成果だったり、執行部に物を言ったり、自分たちで何らか発信できたりということが出来るような、またはずっと調査・研究も、何かそういったこともあわせてやるというふうに考えておかないかなというふうに自分の反省も含めて思います。

○委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

それでは、引き継ぎ事項につきましては、今いただきました2、3、4、6ということでまとめさせて、引き継ぎ事項として申し送らせていただきます。

そのほか、何か特段事項があれば。

〔挙手する者なし〕

なければ、以上で本日の案件は終了いたします。大変お疲れさまでした。

途中、代打で登場した委員長でございました。行き届かない部分がいろいろありましたけれども、皆様方に助けていただきまして、本当にありがとうございます。

また、委員長報告に関しては、正・副委員長に一任させていただきますので、よろしくお願いたします。ありがとうございました。

閉会 午前11時13分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年6月13日

可児市教育福祉委員会委員長